

官報

号外 昭和二十二年八月二日

○第一回参議院會議錄第十八号

昭和二十二年八月一日(金曜日)午後一時三十分開議

議事日程 第十七号

午前十時開議

第一 特別調達法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る七月十日内閣総理大臣から、總理院の行政調査部の顧問に左記の国会議員を充てることについて、国会法第三十九條第二項の規定による国会の議決を得たい旨の要求があつた。

衆議院議員 松岡 駒吉
参議院議員 川上 嘉市
去る七月二十五日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

總理院事務官(総務課長) 岩水 賢二君

復員事務官(第一復員局総務課長) 遠藤 武勝君

復員事務官(第二復員局総務課長) 初見 五郎君

外務事務官(外務大臣官房會計課長) 下田 武三君

内務事務官(内務大臣官房會計課長) 荻田 保君

大蔵事務官(大蔵大臣官房會計課長) 北島 武雄君

司法事務官(司法大臣官房會計課長) 田中 怡彦君

文部事務官(文部大臣官房會計課長) 近藤 直人君

厚生事務官(厚生大臣官房會計課長) 小島 徳雄君

農林事務官(農林大臣官房會計課長) 清井 正君

商工事務官(商工大臣官房會計課長) 細井 富太郎君

運輸事務官(運輸大臣官房會計課長) 荒船 清一君

通信事務官(総務局主計課長) 横田 信夫君

職災復興院長 大橋 武夫君

去る七月二十八日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日日本院は、衆議院議員松岡駒吉君、参議院議員川上嘉市君が總理院行政調査部の顧問に就くことができないことを議決し、その旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

同日議員から左の議案を提出した。
青少年禁酒法案(小杉イ子君発議)

去る七月二十五日水産委員長から提出した左の調査承認要求書に対し、議長は、同月二十八日これを承認した。

水産施設に関する問題調査承認要求書
一、事件の名称 水産施設に関する問題。
一、調査の目的 水産施設設置の実現。
一、利益 水産行政の一元化を図る。

り、これが強化拡充によつて刻下の食糧危機打開に大いに寄與する。

一、方法 小委員を設け、関係者から意見を聴取する。
一、期間 今期国会開会中。

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十二年七月二十五日
水産委員長 木下 辰雄
参議院議長松平恒雄殿

魚價に関する問題調査承認要求書
一、事件の名称 魚價に関する問題。
一、調査の目的 現下諸物價との均衡上、魚類の適正價格を調査研究し且つ策定する。

一、利益 現在生鮮魚を割つている魚價を精密に調査し必要があれば價格を引上げることによつて、生産意欲を刺激して魚類の増産を一層高揚し、これによつて現下の食糧危機克服に寄與する。

一、方法 小委員を設けて、関係者から意見を聴取する。
一、期間 今期国会開会中。

右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十二年七月二十五日

水産委員長 木下 辰雄
参議院議長松平恒雄殿
同日司法委員長から提出した左の公聴会開承認要求書に対し、議長は同月二十八日これを承認した。

公聴会開承認要求書
一、事件の名称 刑法の一部を改正する法律案(予備審査のための議案)

一、公聴会の問題 「姦通罪の存廢について」
一、公聴会の月日 昭和二十二年八月十一日、八月十二日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十二年七月二十五日
司法委員長 伊藤 修
参議院議長松平恒雄殿

去る七月二十八日左の質問主意書を内閣に轉送した。

食生活安定に関する質問主意書(市來乙彦君提出)

去る七月二十九日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを財政及び金融委員会に付託した。
國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を厚生委員会に付託した。

青少年禁酒法案(小杉イ子君提案) 同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日衆議院議長から、総理府の行政調査部の顧問に衆議院議員松岡駒吉君、参議院議員川上喜市君を充てる件については国会の議決がなかつたことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

去る七月三十日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は、即日これを司法委員会に付託した。

連合國占領軍、その將兵又は連合國占領軍に附属し、若しくは随伴する者の財産の收受及び所持の禁止に関する法律案 昭和二十一年勅令第三百一十一号(昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の承諾に伴い発する命令に関する件)に基く連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する処罰等に関する勅令の一部を改正する法律案 同日議員から左の質問主意書を提出した。

罰金刑に関する質問主意書(岡部常君提出)

同日内閣總理大臣に、左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

司法事務官官房 赤木 晴君 臨時企画部長

去る七月三十一日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを財政及び金融委員会に付託した。

特別調達應法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

特別調達應法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案

同日議員から左の質問主意書を提出した。

民主主義新日本建設の基礎条件として競争犠牲の公平なる負担問題に關しての質問主意書(北條秀一君外四名提出)

農地調整法並に自作農創設特別措置法に關する質問主意書(北條秀一君外三名提出)

最近の復員者待遇に關しての質問主意書(北條秀一君外四名提出)

國民の耐乏生活に關しての質問主意書(北條秀一君外二名提出)

新日本建設運動と國庫増強と増進との関連に關しての質問主意書(北條秀一君提出)

昭和二十一年度増加所得税減額に關する質問主意書(小川友三君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

罰金刑に關する質問主意書(岡部常君提出)

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。お語りいたすことがございます。一昨三十日山下善信君より理由を附して在外同胞引揚問題に關する特別委員辭任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましてはその補欠として宇都宮登吾君を指名いたします。又昨三十一日石坂豊一君より治安及び地方制度委員を、奥主一郎君より國土計画委員を、それ〴〵理由を附して委員辭任の申出がございました。許可することに御異議がございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましてはその補欠として石坂豊一君を國土計画委員に、奥主一郎君を治安及び地方制度委員に指名いたします。尙本日決算委員新谷寅三郎君、議院運営委員森川豊壽君よりそれぞれ理由を附して委員辭任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましてはその補欠として駒井藤平君を決算委員に、左藤義詮君を議院運営委員に指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 議員大西十寸男君は、去月二十九日逝去されました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。つきましては同君に對し院議を以て弔詞を贈ることにいたしたいと存じます。この際補見義男君より發言を求められております。これより許可いたしました。補見義男君。

〔補見義雄君登壇、拍手〕 ○補見義男君 只今議長から御報告ございました通り、本院議員大西十寸男君は去る七月二十九日午後六時五十分

東京帝大外科科において永眠せられました。多年農民組合運動に文字通り挺身せられた大西君、而も今後同君の活躍に極めて多きを期待いたしておりました私共に取りまして、この悲報に接しましたことは誠に痛恨の至りでございます。大西君は明治二十九年三重縣飯南郡花岡村に生れたのであります。若くして農民組合運動に投ぜられ、その経歴が示しますように、大正十二年に日本農民組合本部に入られて以来、本年の二月に日本農民組合の書記長になられるまで、眞に終始一貫我が國農民解放のために、又農業改革のために渾身の努力を続けられたのであります。苟くも日本農民のことを考へ、又農民運動を知る程の人は、ひとしくその功績に對しまして深く敬意を表し、又感懐措く能わざるところであります。去る四月の選挙におきまして、榮ある第一回國會議員として全國区参議院議員に當選せられたのであります。が、選挙前から不幸病魔の侵すところとなり、従つて選挙運動らしい運動もせられなかつたのであります。見事当選の榮に浴されましたことは、ひとえに大西君平素の徳望又人格の然らしむるところでありますと同時に、病を押して、医者からの忠告も退け

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましてはその補欠として石坂豊一君を國土計画委員に、奥主一郎君を治安及び地方制度委員に指名いたします。尙本日決算委員新谷寅三郎君、議院運営委員森川豊壽君よりそれぞれ理由を附して委員辭任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましてはその補欠として駒井藤平君を決算委員に、左藤義詮君を議院運営委員に指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 議員大西十寸男君は、去月二十九日逝去されました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えません。つきましては同君に對し院議を以て弔詞を贈ることにいたしたいと存じます。この際補見義男君より發言を求められております。これより許可いたしました。補見義男君。

〔補見義雄君登壇、拍手〕 ○補見義男君 只今議長から御報告ございました通り、本院議員大西十寸男君は去る七月二十九日午後六時五十分

て、連日この國會に登院せられましたことは、大西君の強い責任感を如実に現わすところのものであると思つてあります。眞に苦節三十年、漸くその抱負、蘇輪が國會において、又國會を通じて実を結ばんとするとき、更に又民主的な新日本再建の基盤であります農業改革がまさにその緒に附かんとするときに、同君を失いましたことは、誠に残念でございます。同君も定めし心残りであろうと思つてあります。又國家といたしましては、大きな損失と言わなければなりません。常に私心なく又強い信念を以て、一途に農民解放のために、又農業改革のために挺身せられました同君の遺志は、我々がこの國會の眞の使命を果たすことによつて継ぎたいと思つたし、又これにより同君の遺志を慰めたいと思つてあります。本日この傍聴席にも遺族の方がお見えになつておられると、ごさいですが、私はここに謙んで諸君と共に故参議院議員大西十守男君の御冥福を心からお祈りいたしますと共に、これを以て追悼の言葉といたしたいと存ずるのでございます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 議長において起草いたしました大西十守男君に対する弔詞を朗読して、弔詞贈呈の件をお諮りいたします。

参議院ハ議員大西十守男君ノ長逝ヲ哀悼シテ弔詞ヲ呈ス

只今朗読いたしました弔詞に賛成の諸君の起立を請います。

(議員起立)

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて弔詞贈呈の件は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 一昨三十日、一世の文豪露伴幸田成行君が永眠せられました。誠に痛惜哀悼の至りに堪えませんでした。つきましては國民を代表して、参議院は同君に対し、院議を以て弔詞を贈ることにいたしましたと存じます。

この際山本勇造君より發言を求められております。これより許可いたしました。山本勇造君。

〔山本勇造君登壇、拍手〕

○山本勇造君 一世の文豪——文豪という言葉は軽々しく使つべき言葉ではないと思つて、この文豪という名前前に恥かしくないところの人物、露伴幸田成行翁が一日お亡くなりになられました。明日はその葬儀が行われる筈であります。日本文化の上から申しまして、翁が永眠されましたということは誠に痛惜に堪えません。我々は深く哀悼

の意を表したいと存じます。露伴翁の業績につきましては、今更事新らしく私が申述べるまでもないと思つて、すでに明治の後半期におきまして尾崎紅葉と共に並び称せられ、いわゆる紅葉、露伴時代というふうなものが作り出されておるのであります。その露伴はまた二十台三十台の年輩でありました。それにつきまして私ふと思つて出しましたことは、勝海舟の氷川清話の中でおる言葉であります。今日は突然のごさいでございまして、私は何の用意もございません。又それを調べる時間もございませんので、今氷川清話が手許にございせんもので、正し引用をいたすことはできませんけれども、うろ覚えに覚えておるところによりますと、海舟は、紅葉はなか／＼よろしい、というふうな言葉を使つておつたと思つて、そうして、なかなかよいが、露伴はあれは学問がある。学問があるから、彼はこれからもつと更に大きな者になるであらうというふうな意味の言葉を、あの氷川清話の中で述べております。海舟という人はどの位文学について通じておつたか、私知りませんが、とにかく、維新の時に當りまして、江戸を戦亂の

兵火から救つたというだけの人物でありまして、今日の東京のように焼野ヶ原にしてしまふような、そういう政治家、軍人共とは違つた人物でありましただけに、あの人としてはかなり方面達いの人物評と思つて、紅葉、露伴の問題を今のように言つておるのは、なかなか當時としては立派な見識であると私は思つております。(拍手)海舟が申しましたその時は、今申す通り二人共まだ三十台位の時であります。そうしてその海舟は今やこの世におりません。併し彼の予言的に申した言葉は全く當つておるのであります。一体人というものは、若くして名を成すというものは、これは得難いことではあります。同時に若くして名を成すというものは、可なり苦しいことなのであります。小さくて神童、大きくなると只の人になるといふ場合が随分多いと思つて、あります。若くして名を成すか、得、その名声を後々までもつとつと続けて行くといふことは容易のことではないのであります。ところが露伴翁はそれを続けていたといふよりは、更に大にしておつたのであります。これは海舟が申しましたように、露伴翁は非常に学問がある、素養がある。それが勿論大きな

因であらうと思つて、併しながら同時に、その素養があり学問があるにも拘わらず、尚々自分を磨いておられる、そのことが一層この名声を高めて行つたものと思われれるのであります。聞くところによりますと、翁は晩年には耳が遠くなつてしまひ、眼も霞んでしまひ、その上に体が衰弱をいたしました。自由が利かなくなつて、年中病床におられた。それにも拘わらず、眼も殆んど利かない、耳も利かない、体も不如意、そういう時に僅かに使えるものは屏である。その一つの屏を通して、寝ながら翁は萬葉の七部集の評釈をすつと続けられました。確か今年の春でありますか完成されたかに聞いております。こういうふうな努力と申しますか、研鑽の心と申しますか、実に私は涙の下るような思いがいたしました。後進の一人といたしまして、ただ／＼頭が下るのであります。こういう翁の作品につきましますことは、これは時間の関係もございませぬから一切省略させていただきますが、露伴翁は小説ばかりでなしに、戯曲も書いておられます。随筆も書いておられます。或いは又研究的なものもやつておられます。考証的なもの、人生批評や

つておられます。様々な形式のものや
つづねありますが、形式は様々でありま
するけれども、その底を流れておるの
は、ずつと一つの一貫したものがあ
るのであります。それは何であるかとい
うと、翁の一種の理想主義と申しま
すか、或いは露伴式とでも申しませ
うか、露伴翁がみずから思い、みずか
ら究め、みずから苦しんだところを
一本に流しておるのであります。で
すから彼の作品というものは、或いは
彼の評論でも何でも、ずつと露伴と
いうものが底に貫して流れておるの
であります。ここに人々の最も輝か
しいものがあると私は思うのでありま
す。殊にその人物が高潔で、その生活
は清廉、戦争中における態度なども実
に立派でありました。我々文学者の中
で、戦争中における文学者の一番し
かりした態度の人は誰であつたかとい
つたならば、私は幸田露伴翁を一番最
初に数えて恐らく間違いないと思
うのであります。戦争中に翁の作られま
した俳句に、「春露國の隔てはなかりけ
り」と云う句があるそうであります。
「春露國の隔てはなかりけり」戦争中
の作であります。この一句を見ま
しても、翁がどういふことを考えてお
り、どう心算におつたかといふことは、

この一句でも驚かすと思つてありま
す。翁は既に帝國学士院の会員に推
されておられます。それから帝國藝術
院が設けられますと又帝國藝術院の
に挙げられておられます。更に昭和十二
年に文化勳章の制定がありました時に
は、その第一回の受領者となつてお
られるのであります。これは当然なこと
であると思つておられます。露伴翁は慶應三年
の生れでございますから、本年は八十
一歳に當られます。そうして先月が翁
の生れた月だそうであります。そこで
先月は翁の八十の賀が祝われたやに聞
いておられます。我々といひましては、
翁が八十の賀を祝われるばかりでな
く、更に九十の賀、百を迎えられ、ま
すます日本の文化のために盡して戴
きたいと思つておつたのであります。こ
が、この度御水眠になりましたことは
何とも哀悼に堪えません。この度参
院におきましては、翁の生前の業績を
思い、翁の靈前に對して弔詞を贈ると
いう案が出ました。非常に結構な企
であると思つておられます。旧貴族院の時代
におきましては、議員以外の方に弔詞を
贈つたという例は、時の總理大臣が亡
くなつたとか、或いは又元帥が亡くな
つたとかいふ場合には贈つた先例もあ
るそうであります。こゝろいふ文化人

に對して貴族院が弔詞を贈つたとい
例はありません。夏目漱石が亡くなつ
ても、参議院が亡くなつても、そ
ういふ例は今まで一同もなかつたのであ
ります。ところがこの度参議院におき
ましては、翁がお亡くなりになつたとい
うので院議を以て弔詞を贈るとい
うことは、非常に美しいことであると思
つておられます。初めは僕はこの参議院のいかに
貴族院と違つておるかといふこと、参議
院の性格が、このことでもかなりはつき
りと世間に現われて來るのであると思
つておられます。(拍手)参議院の議員といふ
のは國民から選ばれた議員でありま
す。前の貴族院時代の議員のように、
或る少数の團體の互選によつて選
ばれ、或いは又勅選によつて選ばれたの
と違つて、國民から選ばれた我々の参
議院が、こゝろいふに院の外の
あつても、文化のために貢献せられた
偉大なる人物が亡くなつた場合に弔詞
を呈するといふような例が聞かれます
ことは、この参議院として性格が
明らかになる上で、非常に喜ばしいこと
と私は思つておられます。その意味で
これが議決されました。そ
ういふふう
に運ばれることを心からお願
いする次第でございます。こゝろいふに終りに

の偉大なる一世の文豪の御水眠を心か
ら哀悼いたします。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 議長において起
草いたしました幸田成行君に對する弔
詞を助読して、弔詞贈呈の件をお諮り
いたします。
参議院ハ帝國学士院會員、帝
國藝術院會員、文化勳章受領
者、文學博士幸田成行君ノ長
逝ヲ哀悼シ、恭シク弔詞ヲ呈ス
只今朗讀いたしました弔詞に賛成の
諸君の起立を請います。
〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認め
ます。よつて弔詞贈呈の件は全会一致
を以て可決せられました。
○議長(松平恒雄君) 日程第一、特別
調達法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)を議題といたし
ます。先ず委員長より委員會の経過及
び結果の報告を求めます。財政及び金
融委員長黒田英雄君。
審査報告書
特別調達法の一部を改正する法
律案
右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて多數意見の署名
を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年七月三十一日
財政及び金 黒田 英雄
融委員長
参議院議長松平恒雄殿
多數意見者署名
松島 喜作 木村啓八郎
森下 政一 伊藤 修
波多野 鼎 木内 四郎
櫻内 辰郎 星 一
伊藤 保平 川上 嘉
西郷吉之助 玉屋 喜章
石川 雅吉 渡邊 甚吉
小宮山常吉 高橋龍太郎
中西 功
要領書
一、委員會の決定の理由
連合關係工事等の政府を當事者
とする請負契約については、従來、
會計法第四十六條第二項及び昭和
二十一年法律第六十号によつて、
検査を実施し、その契約金額の適
正化をはかつて來たのであるが、
特別調達法が設けられて、これら
の契約の當事者がすべて特別調達
法となるので、現行法のままで
は、これ等の法律の規定が適用せ
られない、そこで一條を追加して

適用ができるようにするのであつて、この改正は適當である。なお特別調達法の目的を規定してある第一條に主務大臣の指示を受けることを追加規定して、その不備を補つたものであつて、予算支出の計画適正を保持する上から必要の改正である。

二、事件の利害得失、特別調達法のなす契約を適正ならしめて、予算の執行を確実ならしめる利益がある。

三、費用
この改正法律施行のために、新に費用を要しない。

特別調達法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十二年七月三十一日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿

特別調達法の一部を改正する法律案
特別調達法の一部を次のように改正する。

官報号外 昭和二十二年八月二日
参議院會議録第十八号 特別調達法の一部を改正する法律案

第一條第一項中「主務大臣の定める計画」の下に「及び指示」を加ふる。

第二十條の二 特別調達法がその業務上なす契約は、會計法第四十六條第二項及び昭和二十一年法律第六十号（政府の契約の特例に関する法律）の規定の適用については、これを政府を当事者とする契約とみなす。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今議題となりました特別調達法の一部を改正する法律案につきまして、財政及び金融委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。この法律案は先に本委員会に予備審査のために付託されておりまして、委員会におきましては審議をいたしておりました。昨日衆議院を通過して更に付託に相成りました。昨日審議を終了いたしましたのであります。

先ず本法案は内閣の提出でありますので、政府委員よりその提案の理由の説明を求めたのであります。而して

その審議に入つたのであります。先ず本法案の提出された理由並びにその内容につきまして簡単に申し上げます。御承知の通り、特別調達法は前議院において成立いたしましたのであります。その目的とするところは、連合國又は政府の建造物又は設備の營繕又は物資、役務の調達等をいたすことを目的としたものであるとあります。すでにその調達に際しては、戦災復興院又は陸軍省、地方官がその実施に當つておりました。

が、これを一元的に今回の特別調達法がその任に當ることになつておるのであります。内閣総理大臣、主務大臣の監督の下にその業務を営むことになつておるのであります。併しながらその契約金額の支拂は、これは國庫から支出するのでありますからして、特別調達法の業務の運営のいかんということは國家の財政に至大の關係を持つておるのであります。従いましてこれが監督の上において十分周到を期さなければならぬのであります。殊にその支拂の金額のごときも、本年度特別調達法が支拂うべき契約金額の予定は、凡そ

二百億乃至二百五十億にも上つておるのであります。然るに現行の規定におきましては一二の不備があるのであります。即ち從來これらの工事契約は、政府が当事者となつて契約いたしておつたのでありますから、昨年成立いたしました法律第六十号、即ち政府を当事者としたしております連合國軍の要求又は政府の主要なる建造物の工事であるとか、或いは資材或いは役務の調達等、関します請負契約につきましては、これはこの昭和二十一年法律第六十号によりまして、その工事を検査し、その金額を確定いたしました。そして適正なる契約金額を出すということに相成つておつたのでございませぬが、この度これらの仕事は特別調達法に移つたのでありますから、その請負契約は、政府が当事者となつておる契約ではないことに相成るのでございませぬ。従いまして、それでは只今までいたしておりました検査、監督ができませんのでありますから、それをできるようにいたすために、今回この法律に一箇條を追加いたしました。二

十條の二といたしまして、「特別調達法がその業務上なす契約は、會計法第四十六條第二項及び昭和二十一年法律第六十号（政府の契約の特例に関する法律）の規定の適用については、これを政府を当事者とする契約とみなす。」というふうにいたしました。これらに對してもやはり昭和二十一年法律第六十号の適用をいたして、そしてその契約金額の適正を期しようとするのであります。會計法の四十六條の第二項というものは、やはり予算執行の適正を期するために、大蔵大臣はみずから又は各省各廳の長に委任して、請負契約とか供給契約等についてその状況を監査し又は報告を徴することができるという規定があるのであります。それ

も政府を当事者とするものでありますから、これもやはりこの場合に適用ができるようにいたすのが目的であるのであります。かくのごとくいたしましたのであります。執行を適正にならしめるということがこの改正の目的であるのであります。それから尙第一條第一項の「主務大臣の定める計画」という下に「及び指示」ということを加えるのであります。これは單純な法の不備を補つただけであります。主務大臣が計画し、尙指示して、その業務を行わしめるといふことに相成るのであります。これがこの法律の改正の全部であるのであります。

これに對しまして、委員会におきましては、御質疑があつたのでありませぬ。先ず政府の連合軍の要求にかかるといふ御質疑があつたのでありませぬ。又政府の工事等についてやるといふことは、いかなるものか、御質疑であるか、御質疑があつたのでありませぬ。

これに對しましては、今日のところは連合軍の要求にかかる工事その他の諸負契約に限るつもりであるが、將來は或いは公共事業等を指定して、そうしてそれらをやはり特別調査委員にやらせるようなことも考へるのであるといふ答弁であつたのでありませぬ。

それから他の委員からは、從來この連合軍の要求にかかる工事につきましても、御質疑の風評があり、随分その執行が乱れおるといふふうな御質疑もあるが、今日においては、この法律第六十号によりまして大蔵大臣はこれが検査をいたしておるようでありませぬから、その結果は、どういふふうな御質疑があるかといふふうな御質疑があつたのでありませぬ。從來の諸負契約の実際におきましては、終戦直後等におきましては相当秩序も整わないために、いろいろこの契約金額が確定しないうちに工事の着手されるようなことがありまして、幾分乱になるとい

うふうな御質疑はないでなかつたのでありませぬが、併しその後政府當局としては、連合軍司令部等に對しまして常に緊密な連絡を取り、我が國の財政の狀態、工事の能力、或いは資材の能力等について常に緊密に連絡を取りまして、司令部におきましてもこれに對しては随分理解をされまして、本年の四五月份からはむしろこの方は一般の競争契約に付したらばいいじやないかといふこと、勸奨までもあるような状況であるのでありまして、漸次今日はいさようなことにはなつておるといふことであつたのでありませぬ。尙検査の結果につきましては、何分事件が非常に多いのでありませぬから、十分すべてのものを検査することはできないのでありませぬが、今日まで検査したところによりまして、それは或いは資本金に對して請負金額の非常に多いものであるか、或いは特殊の工事であるかといふふうな御質疑について行われておるのでありませぬが、先ずその結果から見れば、從來のものについては二三割方位は契約金額が節約できるところではないかといふことを認めておるといふふうな答弁であつたのでありませぬ。將來のことは別ですが、從來のものについてはいさような結果を得てお

るといふことであつたのでありませぬ。尙他の委員から、資材をこれらの工事に優先的に使われるような場合に、おきましては、他の一般の日本の再建のために必要な建設等の仕事のため資材に非常な不足を來すようなことが起ると思ふのであるからして、これらの資材の配分についてはこれら兩方の關係をよく考慮して貰いたいといふふうな御意見も出たのでありませぬ。これに對して政府は、これらの点は十分に注意するのであるし、又連合軍の方におきましては、先程申し上げました一般競争入札に付したらばよろうといふことを勸奨されるように、非常に理解されておるので、十分これらは今後注意するといふことであつたのでありませぬ。尙工事が完了しておるに拘わらず、その金額の支拂が非常に遅れて、ために當事者は或いは借金するとか、いろいろ金の融通に非常に困るようないさような御質疑もあるが、これらに對して速かに支拂をするようにして貰いたいといふこと、御意見もあつたのでありませぬ。これに對しましては、政府は、これは大蔵省からの指定が或いは遅れるといふふうなことに原因するともあるのであるが、併し今後は十分早く支拂ができるように注意をする

といふふうな御質疑があつたのでありませぬ。尙この法律の適用によりまして政府が検査監督をするといふのはどこであるかといふことにつきましては、政府は、大蔵大臣がこれをいたすのでありませぬ。これは即ち予算の執行、國庫の財務に關することであるので、大蔵大臣がそれらの検査をするといふことであつたのでありませぬ。

かくのごとくいたしましたして、質問を終了いたしましたして討論に入りました。別に御発言の方もありません。採決に入ります。全会一致を以て可決すべきものなりと決議をいたしました次第であります。

尙この法律の施行につきましては別に懸念は要らないといふことであるのでありませぬ。これを以て御報告を終ることにいたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長の報告は可決報告でございます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総負起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。これにて本日の議事は終了いたしました。次会は来る

四日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会
出席者は左の通り。
議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

議員
中西 功君 板野 勝次君
中野 重治君 細川 嘉六君
西田 天香君 廣瀬與兵衛君
阿竹繁次郎君 藤山 芳雄君
兼岩 傳一君 千田 正君
栗山 良夫君 佐々木良作君
西園寺公一君 岩間 正男君
星野 芳樹君 池田 恒雄君
川上 嘉君 玉置吉之丞君
小林米三郎君 渡多野林一君
高瀬兼太郎君 江原 哲翁君
山下 義信君 宿谷 榮一君
岡本 愛祐君 島村 軍次君
久松 定武君 小野 哲君
小川 久義君 鈴木 直人君
山崎 恒君 青山 正一君
楠見 義男君 帆足 計君
赤澤 興仁君 西郷清之助君
加賀 操君 市來 乙彦君
振部 致一君 伊達源一郎君

○議長(松平恒雄君) 総負起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。これにて本日の議事は終了いたしました。次会は来る

四日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会
出席者は左の通り。
議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

來馬 孫道君	松村眞一郎君
姫井 伊介君	伊藤 保平君
小宮山常吉君	寺尾 博君
飯田精太郎君	小杉 イ子君
川上 嘉市君	藤野 繁雄君
米倉 鶴也君	赤木 正雄君
尾崎 行輝君	柏木 庫治君
岡部 常君	岩男 仁藏君
早川 慎一君	三島 通陽君
徳川 宗敬君	小川 友三君
宮城タメ日君	河井 彌八君
下條 康麿君	佐佐 弘雄君
駒井 藤平君	木下 辰雄君
高橋龍太郎君	佐藤 尙武君
山本 勇造君	田中辨太郎君
梅原 偵隆君	村上 義一君
カニ邦彦君	千葉 信君
大野 幸一君	中平常太郎君
木村禎八郎君	清水 武夫君
下條 恭兵君	梅津 錦一君
堀 眞琴君	濱田 寅藏君
赤松 常子君	丹羽 五郎君
河崎 ナツ君	金子 洋文君
岡村文四郎君	木下 源吉君
門田 定藏君	宇都宮 登君
山内 卓郎君	井上なつゑ君
石川 準吉君	羽生 三七君
椎井 康雄君	河野 正夫君
新谷寅三郎君	島田 千壽君

吉川末次郎君	伊藤 修君
松井 道夫君	渡邊 甚吉君
安部 定君	若木 勝藏君
天田 勝正君	谷口彌三郎君
植竹 春彦君	油井賢太郎君
石川 一衛君	小畑 哲夫君
鈴木 順一君	入交 太藏君
安達 良助君	小杉 繁安君
高橋 啓君	小林 勝馬君
木内キヤウ君	太田 敏兄君
竹中 七郎君	藤森 眞治君
深川榮左エ門君	星 一君
水橋 藤作君	三木 治朗君
大島農夫雄君	田中 利勝君
大島 定吉君	村尾 重雄君
岩崎正三郎君	齊 武雄君
岩木 哲夫君	佐々木鹿絨君
鬼丸 義賢君	稻垣平太郎君
塚本 重藏君	林屋龜次郎君
中井 光次君	木内 四郎君
櫻内 辰郎君	北村 一男君
西川 昌夫君	淺岡 信夫君
木下 盛雄君	堀 末治君
荒井 八郎君	奥 圭一郎君
大屋 晋三君	山田 佐一君
中山 壽彦君	黒田 英雄君
寺尾 豊君	草葉 隆圓君
石坂 豊一君	柴田 政治君
大野木秀次郎君	遠山 丙市君

森山 豊壽君 板谷 順助君
 松野 喜内君 黒川 武雄君
 玉屋 喜肇君 一松 政二君
 大隅 盛二君 深水 六郎君
 平岡 市三君 團 伊能君
 小野 光洋君 重宗 雄三君
 西山 龜七君 木槍三四郎君
 大隅 信幸君 左藤 義詮君
 平沼彌太郎君
 政府委員
 大藏政務次官 小坂善太郎君

定價 一部 一四四十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇
圖書課